

お知らせ

■市民団体活動を応援します
 市民団体などが自主的に実施する公益的な活動を支援します。
 【対象団体】市内を拠点に活動する市民活動団体など共通の目的を持った市民で構成する団体
 【対象事業】市民団体などが自ら実施し、市内の広い範囲に受益が及ぶもので、新たに取り組む営利を目的としない事業
 【補助金額】補助対象経費の3分の2以内(限度額30万円)
 ※1団体につき1事業です。政治・宗教・営利団体の活動や他の補助金などを受けて行う事業は対象になりません
 【申請期限】平成29年1月31日(火)
 ※先着順で審査・決定し、採択された事業の補助金総額が本事業の予算額に達した時点で締め切ります。申請方法など詳しくは下記へ
 【問い合わせ・申請】☎地域づくり課(☎内線457)

■花巻市戸別浄化槽事業
 浄化槽本体を市が設置し、維持管理を行う事業です。
 トイレの水洗化などで浄化槽の設置を検討している方は、相談ください。
 【対象】公共下水道や農業集落排水の計画区域を除く地域で、住宅や店舗併用住宅に浄化槽の設置を希望する方
 【事業分担金】130,000円～190,000円
 【使用料】4,104円～5,832円
 ※事業分担金と使用料は、浄化槽の規模によって異なります。このほか、標準的な工事を超えた場合の工事分担金と排水設備工事費が必要です
 【申込期限】10月31日(月)
 【問い合わせ・申し込み】☎下水道課(☎内線557)、☎建設係(☎☎内線156、☎☎内線251、☎☎内線342)

■高齢者福祉タクシー助成券を交付します
 80歳以上の一人暮らしなどの高齢者を対象に、タクシー料金の一部を助成します。
 【助成内容】助成券1枚500円
 ※助成対象月数に応じて交付(1カ月当たり2枚)
 【利用方法】乗車料金の範囲内で複数枚の使用が可能
 【対象】①80歳以上の一人暮らしの方②65歳以上の高齢者のみで暮らしている80歳以上の方
 【申請方法】印鑑をお持ちの上、下記へ
 ※重度の障がいがある方を対象とした「福祉タクシー券」の交付を受けている方や自動車を所有している方、介護保険施設に入所の方は対象になりません
 【問い合わせ・申請】☎長寿福祉課(☎内線515)、☎健康福祉係(☎☎内線272、☎☎内線228、☎☎内線231)

■重度障がい者へ福祉タクシー券を交付します
 重度の障がいがある方を対象にタクシー料金の一部を助成します。
 【助成内容】助成券1枚500円
 ※助成対象月数に応じて交付(1カ月当たり3枚)
 【利用方法】乗車料金の範囲内で複数枚の使用が可能
 【対象となる障がいの程度】①身体障がい者手帳1級②身体障がい者手帳2級(下肢・体幹・視覚障がいのみ)③療育手帳A判定④精神障がい者保健福祉手帳1級
 【申請方法】手帳と印鑑をお持ちの上、下記へ
 ※軽自動車税・自動車税の減免を受ける方や、社会福祉施設に入所の方は対象になりません
 【問い合わせ・申請】☎障がい福祉課(☎内線508)、☎健康福祉係(☎☎内線273、☎☎内線225、☎☎内線244)

■育苗などで大量の水道水を使用する皆さんへ
 下水道使用料は上水道の使用水量などを基に計算しています。育苗などで短期間、下水道施設に流れない水道水を大量に使うときは、申告により減額できる場合があります。使用月の翌月7日までに汚水量申告書により申告してください。申告書には毎月の検針のお知らせに掲載されている使用水量を基に、下水道施設へ流した水量・流さない水量、その算出根拠を記載してください。
 ※水量の目安:1立方^ミル=蛇口を全開にして1時間流した水量
 【問い合わせ・申請】☎下水道課(☎内線552)、☎建設係(☎☎内線156、☎☎内線251、☎☎内線342)

■湯のまちホット交流サービス事業をご利用ください
 高齢者の交流と介護予防を図るため、温泉施設などでの入湯や休憩を提供する「湯のまちホット交流サービス事業」を実施しています。
 【利用対象】60歳以上の市民で構成する4人以上の団体
 利用可能な温泉施設や利用方法などは、☎長寿福祉課、☎健康福祉係、まなび学園、各振興センターなどに備え付けているパンフレットをご覧ください。
 ※施設への予約が必要です。利用日にパンフレット裏面の申請書を施設に提出してください
 【問い合わせ】☎長寿福祉課(☎内線515)

■空間放射線量測定結果
 【測定結果(3月9日(水)～25日(金)分】(単位:マイクロシーベルト/時)】
 ①市役所新館前…0.03～0.04
 ②田瀬振興センター…0.05～0.07
 ※指標を大幅に下回っています
 【問い合わせ】☎防災危機管理課(☎内線476)

■イトーヨーカ堂花巻店に花巻市情報発信センターを開設しました
 3月23日、イトーヨーカ堂花巻店内に花巻市情報発信センターを開設しました。
 同センターでは▶観光パンフレットの設置やポスターの掲示▶市が行う事業や市内のスポーツ大会、イベントなどのPR▶生涯学習事業などのセミナーの開催▶絵画、工芸品の展示会—などを行う予定です。
 現在、同センターでは「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」「全国神楽大会ハヤチネ2016」「宮沢賢治生誕120年」のパネルなどをメインに展示しています。
●同センターの愛称を公募
 【応募期限】4月30日(土)
 【応募方法】同センターに備え付けの応募用紙に必要事項を記入し同センター内の応募箱へ投函
 ※はがきまたは電子メールでも応募できます。はがき、電子メールの場合は①愛称②住所③氏名④性別⑤年齢⑥連絡先を明記し下記へ
 【問い合わせ・応募】☎商工労政課(☎内線389 〒025-8601 花城町9-30 ☎shoukou@city.hanamaki.iwate.jp)

■金融被害防止などのための無料出前講座
 東北財務局 盛岡財務事務所では、地域のコミュニティ活動や各種団体の勉強会などに伺い、金融犯罪被害に巻き込まれないための出前講座を行っています。
 【講座内容】▶未公開株やファンドなどをかたる怪しい投資勧誘にご用心▶振り込め詐欺や還付金詐欺、ヤミ金融等の手口と対策▶多重債務に陥らないために など
 ※申し込み方法など詳しくは下記へ
 【問い合わせ】東北財務局 盛岡財務事務所(☎019-622-1637)

■4月は全県一斉二ホンジカ有害捕獲強化期間
 農林業被害などの軽減と拡大抑制のため、岩手県全域で猟銃やわなによる二ホンジカの捕獲が集中的に行われます。
 山菜採りや溪流釣りなどで山に入る場合は、明るい服装を心掛けるとともに、捕獲用のわなに触れないように注意してください。
 【問い合わせ】農村林務課(☎24-2111内線6277)、☎産業係(☎☎内線167、☎☎内線242、☎☎内線325)

■無料相談をご利用ください
 法律や人権、行政、多重債務などの無料相談会を年間を通して開催しています。日程や会場などは「広報はなまき」で随時お知らせしますので、ぜひご利用ください。
●実施している相談会と内容
 ▶弁護士法律相談会(予約必要) 法律に関する相談全般
 ▶司法書士法律相談会(予約必要) 相続・贈与、不動産登記、少額訴訟手続き、金銭貸借問題など法律(民事)に関する相談全般
 ▶行政書士法律相談会(予約必要) 相続、遺言、会社・法人設立、農地転用・建設業など官庁の許認可、内容証明郵便、出入国手続きなどの相談
 ▶消費者救済資金貸付相談会(予約必要)

相談名	実施日	時間	会場	申込開始日
弁護士法律相談	4月6日(水)	10:00～15:00	市民生活総合相談センター(本庁新館1階)	4月5日(火)
司法書士法律相談	4月13日(水)	13:30～15:30		4月6日(水)
消費者救済資金貸付相談	4月21日(木)	13:00～17:00		4月14日(木)
弁護士法律相談	4月20日(水)	10:00～15:00		4月19日(火)
市民生活(人権)相談	4月15日(金)	10:00～12:00	市民生活総合相談センター(本庁新館1階)	申し込みは不要です
市民生活(行政)相談		13:30～15:30		
市民生活(人権・行政)相談	10:00～12:00	大迫総合支所第2会議室 石鳥谷総合支所1階委員会室 東和総合支所第3会議室		

●申し込みが必要な相談には定員があります(先着順・定員になりしだい締め切り)。申し込みは、申込開始日の午前8時30分から相談日前日までに電話で同相談センターへ
 ●書類作成に係る個別・具体的な相談は受けておりません

■みんなできれいに
 ①春の大掃除
 普段の掃除などでは行き届かない場所を重点的に清掃しましょう。
 【実施期間】4月11日(月)～15日(金)
 ②市民総参加早朝一斉清掃
 みんなで協力して公共の場所をきれいにしましょう。
 【日時】4月17日(日)、午前6時
 ①②共通
 【問い合わせ】☎生活環境課(☎内線266)、☎市民生活係(☎☎内線147、☎☎内線221、☎☎内線235)

多重債務問題の解決を目的とした貸し付けなどの相談
 ▶市民生活相談会(人権)(予約不要) 家庭内問題、近隣との争い事、結婚・離婚の強要や妨害、配偶者による暴力、名誉・信用を傷つけられたなどの人権に関わる相談
 ▶市民生活相談会(行政)(予約不要) 国の行政機関などのサービスや手続きについての苦情、要望、意見、疑問など行政に関わる相談
 ※上記の相談会以外にも、相談員が随時相談を受け付けています。また、悪質商法にだまされなかったための出前講座も行っています。詳しくは下記へ
 【問い合わせ・申し込み】☎市民生活総合相談センター(☎内線259)

